

(令和6年6月13日提出)

# 令和6年6月議会定例会議案

新 潟 市

## 令和6年6月議会定例会議案

### 目 次

議案第38号	令和6年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第39号	令和6年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算	7
議案第40号	令和6年度新潟市中央卸売市場事業会計補正予算	10
議案第41号	令和6年度新潟市介護保険事業会計補正予算	12
議案第42号	令和6年度新潟市後期高齢者医療事業会計補正予算	15
議案第43号	令和6年度新潟市下水道事業会計補正予算	18
議案第44号	令和6年度新潟市水道事業会計補正予算	19
議案第45号	令和6年度新潟市病院事業会計補正予算	21
議案第46号	新潟市市税条例の一部改正について	22
議案第47号	新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例の一部改正について	24
議案第48号	新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について	25
議案第49号	新潟市海辺の森条例の一部改正について	28
議案第50号	新潟市下水道条例の一部改正について	34
議案第51号	新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	35
議案第52号	新たに生じた土地の確認について	36
議案第53号	町の区域の変更について	38
議案第54号	町(字)の区域及び名称の変更について	40
議案第55号	損害賠償の額の決定について	42
議案第56号	固定資産評価員の選任について	43
議案第57号	新潟県公安委員会委員の推薦について	44
議案第58号	契約の締結について	45
議案第59号	契約の締結について	46
議案第60号	契約の締結について	47

議案第 6 1 号	契約の締結について	4 8
議案第 6 2 号	契約の締結について	4 9
議案第 6 3 号	契約の締結について	5 0
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	5 1
報告第 1 号	継続費繰越計算書の報告について	5 2
報告第 2 号	繰越明許費繰越計算書の報告について	5 4
報告第 3 号	事故繰越繰越計算書の報告について	6 0
報告第 4 号	予算繰越計算書の報告について	6 2

議案第 38 号

**令和 6 年度新潟市一般会計補正予算（第 3 号）**

令和 6 年度新潟市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,980,666 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 429,704,166 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加、変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		79,883,724	7,948,589	87,832,313
	1 国庫負担金	60,563,785	339,955	60,903,740
	2 国庫補助金	19,011,073	7,608,634	26,619,707
20 県支出金		22,454,872	406,641	22,861,513
	2 県補助金	5,138,181	406,641	5,544,822
23 繰入金		1,074,378	307,473	1,381,851
	2 基金繰入金	735,241	307,473	1,042,714
24 繰越金		1	170,494	170,495
	1 繰越金	1	170,494	170,495
25 諸収入		18,088,354	1,084,669	19,173,023
	5 雑入	1,457,182	1,084,669	2,541,851
26 市債		36,202,800	1,062,800	37,265,600
	1 市債	36,202,800	1,062,800	37,265,600
歳入	合計	418,723,500	10,980,666	429,704,166

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2	総務費	42,534,285	175,600	42,709,885
	1 総務管理費	38,879,319	146,000	39,025,319
	3 戸籍住民基本台帳費	704,144	29,600	733,744
3	民生費	139,920,338	7,171,200	147,091,538
	1 社会福祉費	11,861,974	6,705,400	18,567,374
	5 老人福祉費	27,376,869	9,800	27,386,669
	7 災害救助費	5,921,000	456,000	6,377,000
4	衛生費	28,280,112	1,084,669	29,364,781
	1 保健衛生費	17,763,220	1,084,669	18,847,889
6	農林水産業費	5,998,497	150,941	6,149,438
	1 農業費	2,889,383	98,300	2,987,683
	2 農地費	2,938,375	2,500	2,940,875
	3 水産業費	170,739	50,141	220,880
8	土木費	59,009,719	1,700,962	60,710,681
	4 都市計画費	22,821,126	1,700,962	24,522,088
10	教育費	57,905,995	81,266	57,987,261
	1 教育総務費	9,271,006	54,266	9,325,272
	7 生涯学習費	2,744,989	27,000	2,771,989
11	災害復旧費	5,543,080	616,028	6,159,108
	1 公共土木施設災害復旧費	5,180,080	196,300	5,376,380
	2 その他施設災害復旧費	363,000	419,728	782,728
	歳 出 合 計	418,723,500	10,980,666	429,704,166

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	3 水産業費	漁港整備事業	30,000
11 災害復旧費	2 その他施設災害復旧費	鳥屋野運動公園球技場災害復旧事業	390,440

第3表 地方債補正

1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公民館整備事業費	25,600	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。



## 2 変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業費	85,300	普通貸借	年5.0%以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に	87,300	普通貸借	年5.0%以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に
コミュニティ施設整備事業費	2,100	又は債券	利率見直し方式で借り	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法	4,000	又は債券	利率見直し方式で借り	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法
体育施設整備事業費	4,600	発行	入れる場合	により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	34,300	発行	入れる場合	により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
農業施設整備事業費	4,500	の地方公共団体	金及び地方公共団体金融機構資金	融機構資金	6,800	の地方公共団体	金及び地方公共団体金融機構資金	融機構資金
漁港整備事業費	12,000	共団体と	の共	同発行を	52,500	共団体と	の共	同発行を
街路事業費	2,039,000	含む	率の見直しを行った後	において、当該見直し後の利率	2,727,800	含む	率の見直しを行った後	において、当該見直し後の利率
公共土木施設災害復旧事業費	1,414,500	含む	率の見直しを行った後	において、当該見直し後の利率	1,610,800	含む	率の見直しを行った後	において、当該見直し後の利率
その他施設災害復旧事業費	2,927,800	含む	率の見直しを行った後	において、当該見直し後の利率	3,003,500	含む	率の見直しを行った後	において、当該見直し後の利率

議案第 39 号

**令和 6 年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）**

令和 6 年度新潟市の国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 24,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 71,410,267 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		863	24,000	24,863
	1 国庫補助金	863	24,000	24,863
歳 入	合 計	71,386,267	24,000	71,410,267

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,548,133	24,000	1,572,133
	1 総務管理費	1,544,823	24,000	1,568,823
歳 出	合 計	71,386,267	24,000	71,410,267

議案第 40 号

**令和 6 年度新潟市中央卸売市場事業会計補正予算（第 1 号）**

令和 6 年度新潟市の中央卸売市場事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 6 年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中央卸売市場取引情報システム構築事業	令和7年度から 令和12年度まで	101,000

議案第 4 1 号

**令和 6 年度新潟市介護保険事業会計補正予算（第 1 号）**

令和 6 年度新潟市の介護保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 9, 6 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 5, 5 2 2, 9 2 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		19,491,770	9,800	19,501,570
	2 国庫補助金	4,958,182	9,800	4,967,982
7 繰入金		13,278,435	9,800	13,288,235
	1 一般会計繰入金	12,691,258	9,800	12,701,058
歳	入	合	計	
		85,503,325	19,600	85,522,925



歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,405,419	19,600	1,425,019
	1 総務管理費	804,375	19,600	823,975
歳 出	合 計	85,503,325	19,600	85,522,925

議案第 4 2 号

**令和 6 年度新潟市後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）**

令和 6 年度新潟市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 8, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1, 5 9 6, 4 5 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸収入		269,924	28,000	297,924
	4 雑入	14,113	28,000	42,113
歳入	合計	11,568,459	28,000	11,596,459

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		168,764	28,000	196,764
	1 総務管理費	168,764	28,000	196,764
歳 出	合 計	11,568,459	28,000	11,596,459

議案第43号

**令和6年度新潟市下水道事業会計補正予算（第2号）**

（総則）

第1条 令和6年度新潟市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和6年度新潟市下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる限度額を、次のとおり改める。

（単位 千円）

事 項	補正前	補正後
小新西第8排水区雨水貯留施設設置工事	200,000	430,000

令和6年6月13日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 4 4 号

令和 6 年度新潟市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度新潟市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 6 年度新潟市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 事業収益	17,877,204	167,112	18,044,316
第 2 項 営業外収益	1,411,250	66,847	1,478,097
第 3 項 特別利益	423,788	100,265	524,053

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 事業費	17,183,258	284,405 △70,327	17,397,336
第 2 項 営業外費用	676,983	66,847 △70,327	673,503
第 3 項 特別損失	362,935	217,558	580,493

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,072,143千円は、」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,699,143千円は、」に、「、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額730,795千円」を「、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額791,267千円」に、「及び建設改良積立金999,915千円で」を「及び建設改良積立金1,566,443千円で」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	5,373,117	1,859,000	7,232,117
第6項 補償金	184,000	1,859,000	2,043,000

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	12,445,260	2,486,000	14,931,260
第1項 建設改良費	9,006,009	2,486,000	11,492,009

令和6年6月13日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 4 5 号

**令和 6 年度新潟市病院事業会計補正予算（第 1 号）**

（総則）

第 1 条 令和 6 年度新潟市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 6 年度新潟市病院事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 市民病院事業収益	28,529,225	84,248	28,613,473
第 2 項 医業外収益	3,458,591	84,248	3,542,839

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 市民病院事業費用	28,856,892	84,248	28,941,140
第 1 項 医業費用	28,420,871	84,248	28,505,119

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一



議案第 46 号

### 新潟市市税条例の一部改正について

新潟市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市市税条例の一部を改正する条例

新潟市市税条例（昭和 37 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条の 4 第 1 項中「第 78 条第 2 項第 2 号及び第 3 号」を「第 78 条第 2 項第 2 号から第 4 号まで」に改め、「同条第 3 項及び」を削る。

第 89 条第 2 項中「民法」の次に「（明治 29 年法律第 89 号）」を加える。

附則第 3 条の 2 の 3 を削る。

附則第 8 条の 2 中第 2 2 項を第 2 3 項とし、第 1 3 項から第 2 1 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 1 2 項の次に次の 1 項を加える。

13 法附則第 15 条第 2 5 項第 2 号に規定する設備について同号の条例で定める割合は、7 分の 6 とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 23 条の 4 第 1 項の改正規定及び附則第 3 条の 2 の 3 を削る改正規定並びに次条の規定は、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条ただし書に掲げる規定による改正後の新潟市市税条例第 23 条の 4 第 1 項の規定の適用については、同項中「寄附金（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 2 第 1 項の規定により特定寄附金とみなされる

ものを含む。）」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第1項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 この条例による改正後の新潟市市税条例附則第8条の2第13項の規定は、この条例の施行の日以後に取得される地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項第2号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第 47 号

**新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例の一部改正について**

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例**

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例（令和 5 年新潟市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

附則中「10 月」を「1 年 6 月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 48 号

**新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について**

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例**

(新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 46 条第 2 項中「20 人」を「15 人」に、「30 人」を「25 人」に改める。

(新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年新潟市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項の表中「30 人」を「25 人」に、「20 人」を「15 人」に改める。

第 14 条第 1 項の表第 5 条第 1 項の項中「新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」を「新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」に改める。

(新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年新潟市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を

「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

(新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例の一部改正)

#### 第4条 新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例（平成30年新潟市条例第5号）

の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「20人」を「15人」に、「30」を「25人」に改め、同条第2項第3号中「20」を「15」に改め、同項第4号中「30」を「25」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、第1条の規定による改正後の新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第46条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第46条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
- 3 当分の間、第2条の規定による改正後の新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
- 4 当分の間、第3条の規定による改正後の新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項

の規定は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

5 当分の間、第4条の規定による改正後の新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例第4条第1項及び第2項の規定は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前の新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例第4条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第 49 号

### 新潟市海辺の森条例の一部改正について

新潟市海辺の森条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市海辺の森条例の一部を改正する条例

新潟市海辺の森条例（平成 10 年新潟市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号を次のように改める。

- (1) 展望塔
- (2) 遊歩道
- (3) キャンプ場
  - ア テントサイト
  - イ 炊事棟
  - ウ つどいのホール
  - エ 談話室
  - オ 温水シャワー

第 2 条の 2 を次のように改める。

（キャンプ場の利用期間等）

第 2 条の 2 キャンプ場の利用期間は、4 月 29 日から 10 月 31 日までとする。

2 キャンプ場の利用時間（第 5 条第 2 項の規定によりキャンプ場の利用の許可を受けたものが利用できる時間をいう。）は、次の表に定めるものとする。

区分	利用時間
テントサイト 炊事棟	(1) 宿泊（1 泊）に係る利用にあつては、午前 9 時から翌日の午前 9 時まで又は午後 4 時から翌日の午後

	<p>4時まで。</p> <p>(2) 日帰りに係る利用にあつては、午前9時から午後4時まで。</p>
つどいのホール 談話室 温水シャワー	午前9時から午後9時まで。ただし、テントサイトに宿泊利用者がいないときは、午後5時まで。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、指定管理者からの申出等により必要があると認めるときは、利用期間及び利用時間を変更し、又は臨時に利用しないことができる。

4 市長及び指定管理者は、前項の規定により利用期間及び利用時間を変更等する場合は、速やかに、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第10条を次のように改める。

(原状回復)

第10条 利用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに原状を回復しなければならない。

- (1) 第4条第1項の許可を受けてする同項に規定する行為を終了した場合
- (2) 第5条の許可を受けてするキャンプ場の利用を終了した場合
- (3) この条例の規定による許可を取り消された場合
- (4) 行為の中止を命ぜられた場合
- (5) 海辺の森からの撤去を命ぜられた場合

2 市長は、前項の規定による原状回復について必要な措置を命ずることができる。

第11条から第13条までを削り、第14条を第11条とし、第15条を第12条とし、第16条を第13条とする。

第17条第1号中「海辺の森における行為及び海辺の森の利用の」を「この条例の規定による」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加え



る。

(3) 第10条第2項の規定による原状回復について必要な措置の命令に関する業務第17条を第14条とする。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第14条の次に次の4条を加える。

(利用料金)

第15条 行為者は第4条第1項に掲げる行為の実施について、キャンプ場利用者はキャンプ場の利用について、それぞれに係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第16条 指定管理者は、特別の理由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第17条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の免除及び還付の基準)

第18条 第16条の規定による免除及び前条ただし書の規定による還付に関する基準及び手続は、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第15条関係）

行為の区分	単位	利用料金の上限
-------	----	---------

		額（円）
行商	1日	100
業として行う写真、映画撮影又は興行	1月	1,600
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1日1平方メートル	10

備考

- 1 利用料金の上限額が月額で定められている場合に係る利用期間に1月未満の端数があるときは、その端数の日は1月として計算する。
- 2 利用料金の上限額が面積で定められている場合に係る利用面積1平方メートル未満の端数があるときは、その端数の面積は1平方メートルとして計算する。
- 3 行為者が許可を受けた事項を行うことについて、特別に、電気、ガス、水道、冷暖房又は電話を利用した場合は、これらの実費を徴収することができる。

別表第2（第15条関係）

キャンプ場の利用区分			利用料金の上限額 (円)
テントサイト（通常期）	1区画	1泊につき	2,000
		日帰りにつき	1,000
テントサイト（繁忙期）	1区画	1泊につき	4,000
		日帰りにつき	2,000
常設テントサイト（通常期）	1区画	1泊につき	3,500
		日帰りにつき	2,500
常設テントサイト（繁忙期）	1区画	1泊につき	5,500

		日帰りにつき	3,500
入場料	1人	1泊につき	400
		日帰りにつき	200
つどいのホール（専用利用する場合に限る。）	1回につき		1,000
談話室（専用利用する場合に限る。）	1回につき		500
温水シャワー	1回につき		100

備考

- 1 「繁忙期」とは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日並びに4月29日から5月10日まで、7月25日から8月25日まで及び9月15日から9月25日までの期間をいい、「通常期」とは繁忙期以外の期間をいう。
- 2 「常設テントサイト」とは、常設テントを設置したテントサイトをいう。
- 3 入場料は、テントサイト（常設テントサイトを含む。）の利用の許可を受け、当該テントサイトを利用しようとする者から徴収する。
- 4 「1回」（温水シャワーを除く。）とは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までをいう。
- 5 常設テント以外のテント、鍋等の貸出物品に係る利用料金の上限額については、実費等を勘案して市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 キャンプ場の利用期間及び利用時間を変更する行為、利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の新潟市海辺の森条例（以下「新条例」という。）の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

3 新条例第15条の規定は、施行日以後の行為の実施及び利用について適用し、施行日前の行為の実施及び利用については、なお従前の例による。

議案第 50 号

**新潟市下水道条例の一部改正について**

新潟市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市下水道条例の一部を改正する条例**

新潟市下水道条例（平成 7 年新潟市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「が専属する」を「を選任している」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 1 号

### **新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について**

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、被保険者証等の廃止に伴い文言を整理するとともに、広域連合と関係市町村の処理する事務についても併せて整理を行うこととし、新潟県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更するものとする。

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

### **新潟県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約**

新潟県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年新潟県市町村第 1 4 0 1 号）の一部を次のように変更する。

第 4 条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第 1 7 条第 2 項中「別表第 2」を「別表」に改める。

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表とする。

附 則

この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

議案第 5 2 号

**新たに生じた土地の確認について**

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、本市区域内に新たに生じた下記調書の土地を確認するものとする。

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

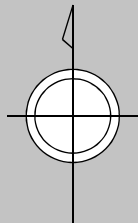
新潟市長 中原 八一

新たに生じた土地の確認調書

所 在 地	面 積
新潟市中央区窪田町字浜浦 5 3 3 7 番地 5 から海辺町 2 番町 4 0 0 1 番地 7 を経て西船見町字浜浦 5 9 3 2 番地 7 8 1 に至る間の地先の公有水面埋立地	2 1 3, 2 6 3. 8 5 平方メートル

# 新たに生じた土地の確認略図

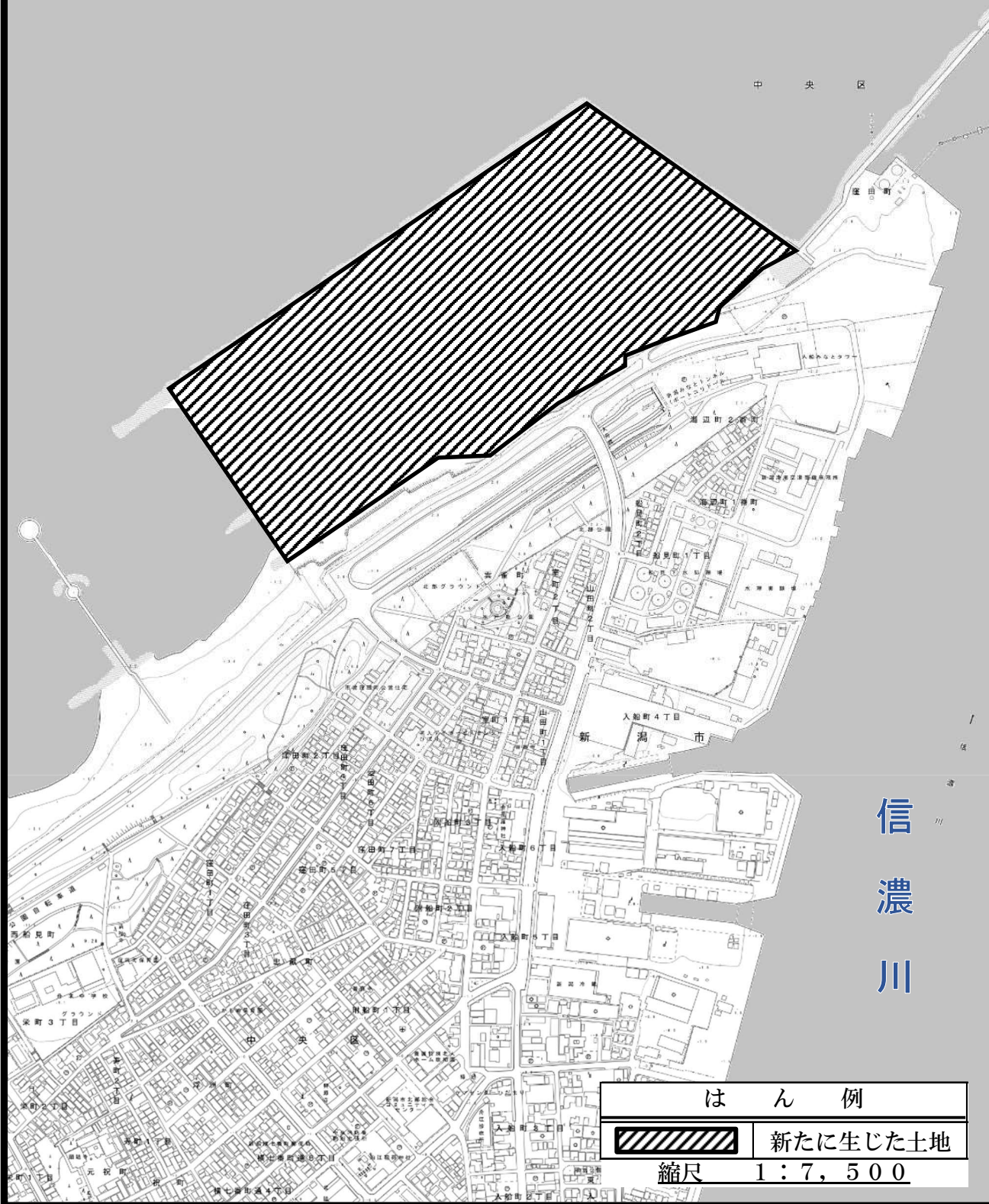
日 本 海



日 本 海

新 潟 市

中 央 区



信濃川

は ん 例



新たに生じた土地

縮尺 1 : 7, 5 0 0



議案第 5 3 号

**町の区域の変更について**

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、本市区域内の町の区域を下記調書のとおり変更し、市長の告示において定める日から施行するものとする。

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

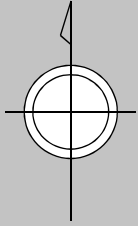
新潟市長 中原 八一

町の区域の変更調書

変 更 前	変 更 後
新潟市中央区窪田町字浜浦 5 3 3 7 番地 5 から海辺町 2 番町 4 0 0 1 番地 7 を経て西船見町字浜浦 5 9 3 2 番地 7 8 1 に至る間の地先の公有水面埋立地	新潟市中央区西船見町

# 町の区域の変更略図

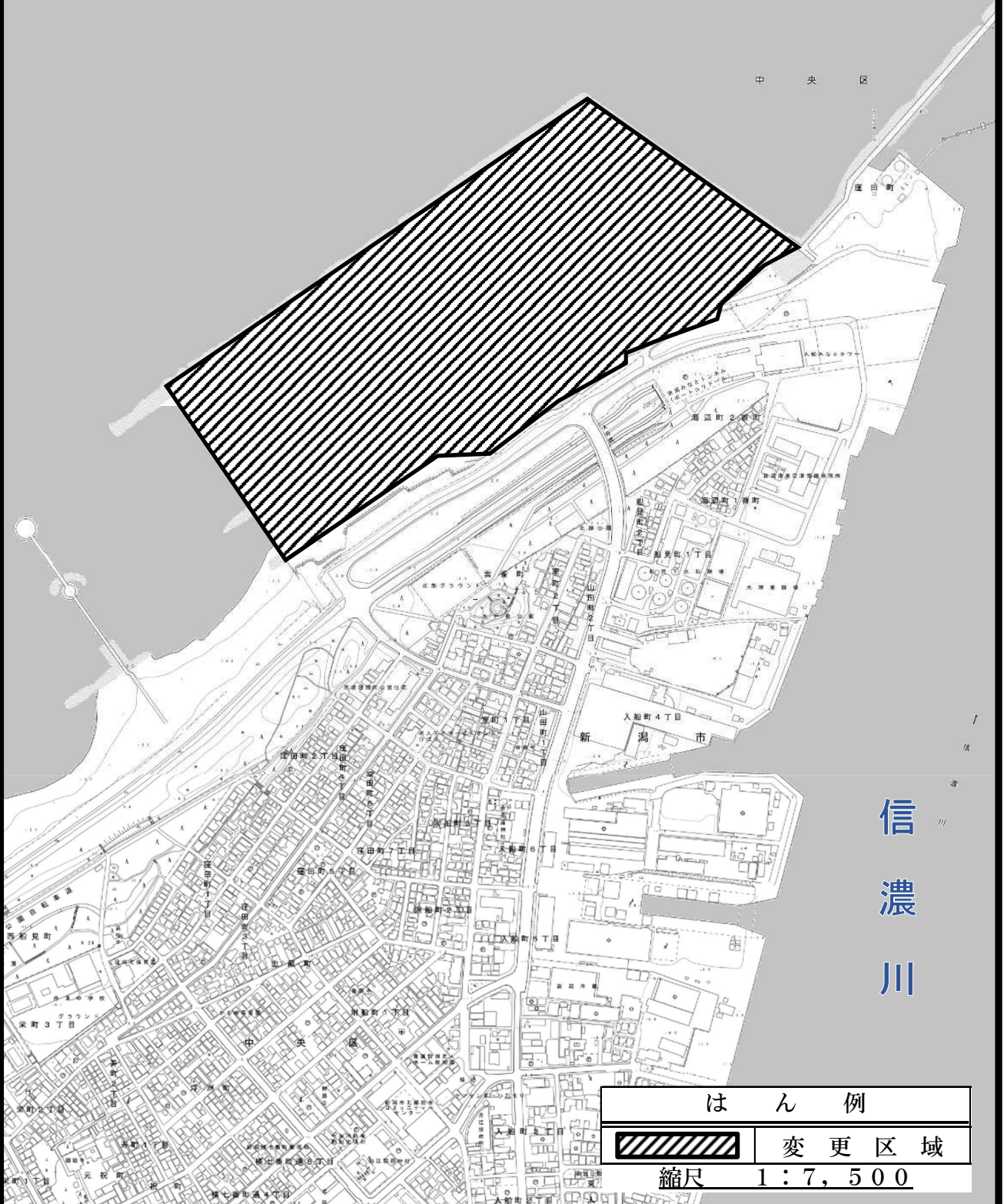
日 本 海



日 本 海

新 潟 市

中 央 区



議案第54号

**町（字）の区域及び名称の変更について**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市区域内の町（字）の区域及びその名称を次のように変更し、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行するものとする。

令和6年6月13日提出

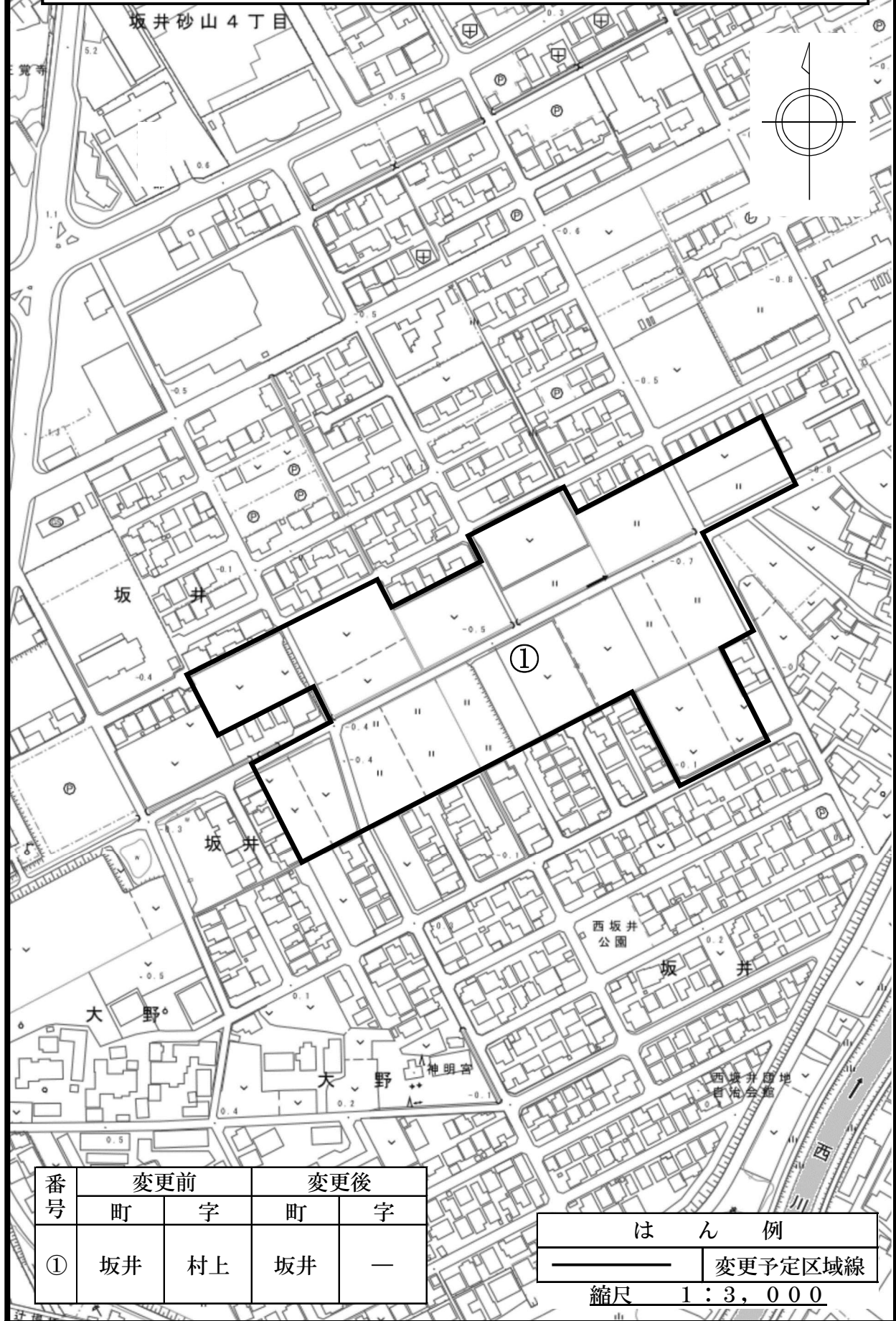
新潟市長 中原 八一

町（字）の区域及び名称変更調書

変 更 前			変 更 後
町	字	地 番	町
坂井	村上	674の1、674の2、675の1、675の2、 676、677の1、677の2、679、680、 682から685まで、686の1、686の2、 687の1、687の2、688から691まで、 693から698まで、731、732、 764から767まで、769、 799から801まで、802の1、802の2、 803の1、803の2、846、847の1、 847の2、848の1、848の2、849	坂井

及び当該変更に伴う公有地を含む。

# 町（字）の区域及び名称変更区域図



番号	変更前		変更後	
	町	字	町	字
①	坂井	村上	坂井	—

はん例  
 変更予定区域線  
 縮尺 1 : 3,000

議案第 55 号

### 損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

令和 6 年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

#### 1 事件

新潟市民病院において漏斗胸に対する胸腔鏡補助下胸骨挙上術を施行した市外在住の男性が、退院後、外来で両側気胸に対する経過観察をしていたところ、自宅で容態が急変して両側緊張性気胸による呼吸不全のために死亡した医療事故

#### 2 相手方

上記男性の相続人 2 名

#### 3 損害賠償の額

新潟市が支払う損害賠償の額は、83,697,466 円とする。

議案第 56 号

**固定資産評価員の選任について**

次の者を固定資産評価員に選任したいので、議会の同意を得たい。

令和 6 年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

駒見 総善

議案第 57 号

**新潟県公安委員会委員の推薦について**

次の者を新潟県公安委員会委員に推薦したいので、議会の同意を得たい。

令和 6 年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

逸見 東子

議案第 5 8 号

**契約の締結について**

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
新田清掃センター焼却施設粗破碎設備設置工事	1,397,000,000 円	新潟市中央区東大通一丁目 2 番 2 3 号 J F E エンジニアリング 株式会社 新潟支店 支店長 堤 裕



議案第 59 号

**契約の締結について**

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 6 年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
新潟駅万代広場シェ ルター（2期）建設 工事	2,497,000,000 円	福田・第一・加賀田・丸運特定共同企業 体  代表者  新潟市中央区一番堀通町3番地10  株式会社 福田組  代表取締役社長 荒明 正紀  構成員  第一建設工業 株式会社 新潟支 店  構成員  株式会社 加賀田組 新潟支店  構成員  丸運建設 株式会社

議案第60号

**契約の締結について**

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年6月13日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
新潟駅万代広場西側 整備工事	341,880,000円	新潟市中央区万代4丁目5番15号 株式会社 加賀田組 新潟支店 執行役員支店長 八雲 淳一

議案第 6 1 号

**契約の締結について**

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
新潟市美術館大規模 改修工事	374,000,000 円	加賀田・丸運特定共同企業体  代表者  新潟市中央区万代 4 丁目 5 番 1 5 号  株式会社 加賀田組 新潟支店  執行役員支店長 八雲 淳一  構成員  丸運建設 株式会社

議案第62号

**契約の締結について**

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年6月13日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
新潟市美術館大規模 改修電気設備工事	283,800,000円	電友・渡辺・興電特定共同企業体  代表者  新潟市西区流通センター4丁目4番 地3  株式会社 電友舎  代表取締役社長 星 邦彦  構成員  株式会社 渡辺電気工業所  構成員  株式会社 興電社

議案第 63 号

**契約の締結について**

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 6 年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
新潟市美術館大規模 改修空気調和設備工 事	633,380,000 円	大洋・新潟日立・千代田・大二特定共同 企業体  代表者  新潟市中央区上沼 707 番地 3  大洋工業 株式会社  代表取締役 澤田 仁  構成員  株式会社 新潟日立  構成員  株式会社 千代田設備  構成員  株式会社 大二工業

諮問第 1 号

**人権擁護委員候補者の推薦について**

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を問う。

令和 6 年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

伊藤 裕美子

古川 浩

乙川 惣一

荻込 綾子

宇貝 博

笠原 誠也

大橋 勝

報告第 1 号

**継続費繰越計算書の報告について**

地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

令和5年度 新潟市継続費繰越計算書

(水道事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残 額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				企業債	内部留保資金	
1	事業費	1 営業費用	取水施設撤去事業	521,400,000	207,900,000	13,260,000	221,160,000	41,086,604	180,073,396	180,073,396		180,073,396
1	資本的支出	1 建設改良費	青山浄水場施設整備事業	3,810,400,000	1,782,000,000	382,215,670	2,164,215,670	1,675,742,147	488,473,523	488,473,523	223,000,000	265,473,523
			巻取水場施設整備事業	928,400,000	566,500,000	380,000	566,880,000	302,327,400	264,552,600	264,552,600	120,000,000	144,552,600
計				5,260,200,000	2,556,400,000	395,855,670	2,952,255,670	2,019,156,151	933,099,519	933,099,519	343,000,000	590,099,519

(病院事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残 額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				企業債	内部留保資金	
1	資本的支出	1 建設改良費	手術室の陰圧化及びハイブリッド手術室整備事業	769,400,000	306,800,000		306,800,000	91,500,000	215,300,000	215,300,000	215,300,000	
			特定天井等安全対策事業	400,400,000	159,700,000		159,700,000	45,200,000	114,500,000	114,500,000	114,500,000	
計				1,169,800,000	466,500,000		466,500,000	136,700,000	329,800,000	329,800,000	329,800,000	



報告第 2 号

**繰越明許費繰越計算書の報告について**

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

令和5年度 新潟市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2	1	総務管理費	明石庁舎執務室空調整備事業	31,000,000	26,169,000			19,600,000	6,569,000
			人事・給与システム改修事業	377,000,000	372,900,000				372,900,000
			グループウェアシステム運用事業費	11,000,000	10,188,000				10,188,000
			西区役所レイアウト改善事業	9,000,000	9,000,000				9,000,000
			寄居コミュニティハウス整備事業	30,300,000	30,300,000			27,200,000	3,100,000
			旧大畑少年センター解体事業	130,760,000	130,760,000			13,900,000	116,860,000
			自治会等集会所復旧補助事業	57,800,000	57,800,000			57,800,000	
			スポーツ施設新紙幣対応事業	28,000,000	28,000,000				28,000,000
			豊栄木崎野球場環境整備事業	25,400,000	25,400,000			15,400,000	10,000,000
			防災行政無線(中継局)移設事業	42,700,000	42,700,000			38,400,000	4,300,000
	2	徴税費	市民税オンラインシステム改修等事業	232,000,000	232,000,000	232,000,000			
	3	戸籍住民基本台帳費	住民記録システム等改修事業	54,600,000	54,575,000	54,575,000			
3	1	社会福祉費	住民税均等割のみ課税世帯給付金及びこども加算給付金	2,493,000,000	2,185,800,000	2,185,800,000			
			物価高騰等対策給付金	1,410,000,000	198,336,215	193,256,215		5,080,000	
			こどもの性被害防止対策事業	100,000	100,000	50,000		50,000	
	2	児童福祉費	子ども条例推進事業	28,500,000	26,348,000	26,348,000			
			こども計画策定事業	11,500,000	11,500,000	1,500,000		10,000,000	
			こどもの性被害防止対策事業	51,100,000	51,100,000	29,750,000		21,350,000	
			子育て世帯に対する物価高騰対策給付金	1,196,000,000	89,075,000	53,445,000		35,630,000	
			こどもの居場所づくり支援体制強化事業	15,717,000	15,717,000	7,858,000		7,859,000	
			医療的ケア児保育支援事業	33,482,000	33,482,000	22,321,000		11,161,000	
			こども誰でも通園制度試行事業	29,000,000	29,000,000	21,750,000		7,250,000	
3	障がい福祉費	障がい福祉システム等改修事業	47,200,000	22,648,000	8,431,000		14,217,000		
		こどもの性被害防止対策事業	9,625,000	9,525,000	6,350,000		3,175,000		
		障がい福祉施設整備事業	353,002,000	318,202,000	212,135,000	103,300,000	2,767,000		

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
5	老人福祉費	ユニット化改修等支援事業	49,148,000	49,148,000		49,148,000				
		地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	65,315,000	35,578,000		34,867,000	700,000		11,000	
	7	災害救助費	被災家屋等の解体・撤去事業	178,000,000	147,000,000			73,500,000		73,500,000
			被災者生活再建支援金	1,805,000,000	208,000,000		138,666,000			69,334,000
			災害援護資金貸付金	467,200,000	454,200,000			302,800,000		151,400,000
			災害時保育料減免事業	3,000,000	3,000,000		3,000,000			
			被災者転居費支援事業	128,000,000	128,000,000					128,000,000
			被災住宅応急修理事業	4,769,000,000	4,695,900,860		4,695,900,860			
			液状化等被害住宅建替・購入支援事業	650,000,000	649,931,000					649,931,000
液状化等被害住宅修繕支援事業	3,120,000,000	3,021,055,870					3,021,055,870			
4	1	保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	85,000,000	85,000,000		85,000,000			
			住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業	92,140,000	77,720,000					77,720,000
	2	清掃費	新潟駅周辺喫煙所整備事業	1,368,000	1,368,000					1,368,000
			ごみ処理施設整備事業	81,000,000	79,315,150					79,315,150
			資源再生センター施設経費	7,040,000	3,600,000					3,600,000
			新太夫浜埋立地管理費	15,000,000	15,000,000					15,000,000
6	1	農業費	農業振興地域管理支援システム改修事業	6,700,000	6,700,000					6,700,000
			農業者減少対応経営確立支援事業	47,000,000	47,000,000		28,200,000			18,800,000
			農業制度資金対策事業	3,000,000	3,000,000					3,000,000
			農業脱炭素・SDGs推進事業	13,000,000	1,512,000				1,512,000	
			稲作経営継続・安定化支援事業	930,000,000	925,686,678					925,686,678
			経営継続・暑熱対策支援事業	90,000,000	21,548,000		1,032,000			20,516,000
			元気な農業応援事業	12,250,000	12,250,000		10,500,000			1,750,000
			農業経営復旧支援事業	236,000,000	236,000,000		171,750,000			64,250,000
			畜産飼料価格高騰対策事業	12,000,000	12,000,000					12,000,000
	松くい虫防除対策費	52,000,000	52,000,000		29,750,000		9,500,000	12,750,000		
	2	農地費	県営土地改良事業費負担金	448,200,000	448,200,000			448,200,000		
土地改良区電気料金高騰緊急対策支援事業			154,000,000	154,000,000		111,301,000			42,699,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
		農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	4,465,000	4,155,000			4,100,000		55,000
		農道橋保全対策事業	8,200,000	8,200,000		8,200,000			
		農地・農業用施設災害復旧事業費補助金	357,000,000	357,000,000		225,554,000	118,200,000		13,246,000
	3	水産業費							
		漁業燃油等高騰緊急対策事業	7,000,000	5,585,300					5,585,300
		漁港整備事業	50,300,000	43,198,700		21,599,350	19,400,000		2,199,350
7	商工費	1	商業費						
			人手不足対応に向けた省人化サポート事業	50,000,000	25,325,000				25,325,000
			佐渡連携誘客事業	39,000,000	39,000,000		23,400,000		15,600,000
			外国人誘客促進事業	30,000,000	30,000,000		18,000,000		12,000,000
			おもてなし態勢推進事業	9,500,000	9,500,000		5,700,000		3,800,000
			MICE誘致推進事業	60,000,000	60,000,000		36,000,000		24,000,000
			北陸応援割にいがたクーポン配布事業	50,000,000	50,000,000				50,000,000
		2	工業費						
			グリーン人材育成支援事業	10,000,000	10,000,000		6,000,000		4,000,000
8	土木費	2	道路橋りょう費						
			擁壁崩壊防止事業	10,000,000	6,600,000			4,900,000	1,700,000
			道路橋りょう事業	7,129,811,000	6,461,202,905	2,903,656,315	3,372,100,000	1,910,000	183,536,590
			道路橋りょう維持補修事業	779,288,000	779,288,000	422,959,000	356,200,000		129,000
			道路新設改良事業	145,784,000	145,784,000	45,892,000	99,800,000		92,000
			私道災害復旧支援事業	700,000,000	696,412,823				696,412,823
		3	港湾空港費						
			新潟空港利用活性化促進事業	60,764,000	60,764,000	36,458,000			24,306,000
		4	都市計画費						
			バス利便性向上事業	19,800,000	19,800,000	9,900,000	5,900,000		4,000,000
			上所駅整備事業	427,138,000	427,138,000	200,435,020	200,100,000		26,602,980
			下水道事業会計繰出金	120,000,000	120,000,000		120,000,000		
			新潟駅周辺整備事業	4,663,263,000	4,433,530,225	2,385,988,700	2,016,000,000		31,541,525
		5	公園緑地費						
			公園整備事業	40,000,000	40,000,000	20,000,000	20,000,000		
			公園緑地整備事業	168,135,000	166,281,200	74,322,600	75,500,000	9,700,000	6,758,600
			松くい虫防除事業	6,287,000	6,189,000	4,330,000			1,859,000
			公園緑地管理事業	20,987,000	15,234,000				15,234,000
			白山公園駐車場改修事業	21,500,000	11,780,000		11,700,000		80,000
			日和山浜魅力創出事業	80,000,000	64,578,000		64,500,000		78,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
		新津川遊歩道等利用促進事業	12,000,000	12,000,000			12,000,000		
	7 建築費	被災ブロック塀等撤去工事補助事業	600,000,000	576,000,000				576,000,000	
		被災住宅相談等対応事業	5,600,000	5,600,000				5,600,000	
	8 住宅費	健幸すまいリフォーム助成事業	40,425,000	12,662,000				12,662,000	
		市営住宅ストック改善事業	20,113,000	20,112,200		7,258,000	9,500,000	3,354,200	
9 消防費	1 消防費	緊急消防援助隊派遣事業	20,000,000	1,636,000		1,636,000			
		消防車両等整備事業	156,000,000	155,701,000			155,600,000	101,000	
		秋葉消防署大規模改修事業	12,763,000	12,763,000			10,300,000	2,463,000	
10 教育費	1 教育総務費	人事・給与システム改修事業	391,000,000	387,750,000				387,750,000	
		校内適応指導教室設置事業	7,200,000	1,614,000		538,000		1,076,000	
		通学車両整備事業	63,700,000	60,043,000			44,200,000	15,843,000	
	2 小学校費	教師用教科書・指導書購入費	343,741,000	322,021,272				322,021,272	
		学校改修事業	3,830,300,000	3,830,300,000		747,600,000	3,082,700,000		
	3 中学校費	学校改修事業	3,348,300,000	3,348,300,000		619,300,000	2,729,000,000		
	4 高等学校費	学校改修事業	429,700,000	426,961,000			426,900,000	61,000	
	5 幼稚園費	学校改修事業	18,500,000	18,500,000			18,500,000		
	6 特別支援学校費	教師用教科書・指導書購入費	4,725,000	4,723,198				4,723,198	
	7 生涯学習費	坂井輪中学校代替施設環境整備事業	5,000,000	5,000,000				5,000,000	
14 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	115,000,000	114,000,000		68,500,000	41,200,000	4,300,000	
		農地等小規模災害復旧事業	33,000,000	33,000,000			26,400,000	6,600,000	
	2 公共土木施設災害復旧費	道路災害復旧事業	1,962,000,000	1,306,705,200			1,306,500,000	205,200	
		公園災害復旧事業	60,000,000	27,670,000			27,500,000	170,000	
	3 その他施設災害復旧費	公立学校災害復旧事業	1,380,000,000	1,182,880,994		842,348,735	174,700,000	165,832,259	
		公営住宅災害復旧事業	10,000,000	3,210,072			3,200,000	10,072	
		社会福祉施設災害復旧事業	207,000,000	166,275,990		40,243,000	125,800,000	232,990	
		文化スポーツ施設災害復旧事業	188,000,000	176,322,900		111,782,000	64,100,000	440,900	
		その他施設災害復旧事業	335,700,000	297,004,000		91,991,000	196,700,000	8,313,000	
		計	48,896,136,000	42,189,640,752		17,394,275,795	16,044,000,000	32,622,000	8,718,742,957

## (中央卸売市場事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1	中央卸売市場費	1 市場費	青果棟屋上防水改修事業	268,000,000	268,000,000			268,000,000	
計			268,000,000	268,000,000			268,000,000		

## (と畜場事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
4	災害復旧費	1 と畜場災害復旧費	食肉センター施設災害復旧事業	20,000,000	19,274,000		19,200,000		74,000
計			20,000,000	19,274,000		19,200,000		74,000	

## (土地取得事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1	土地取得事業費	1 事業費	一般国道116号新潟西道路用地先行取得事業費	16,900,000	16,900,000		16,900,000		
計			16,900,000	16,900,000		16,900,000			

報告第3号

**事故繰越繰越計算書の報告について**

地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、事故繰越繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月13日提出

新潟市長 中原 八一

令和5年度 新潟市事故繰越繰越計算書

(一般会計)

(単位 円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
									国県支出金	地方債	その他	
2	総務費	1 総務管理費	公共施設修繕費	3,736,964	3,736,964	13,036	3,750,000					3,750,000
6	農林水産業費	1 農業費	強い農業づくり交付金事業	1,471,057,000	1,471,057,000		1,471,057,000		1,471,057,000			
			元気な農業応援事業	75,000,000	75,000,000		75,000,000					75,000,000
			きこ王国支援事業補助金	2,725,000	2,725,000		2,725,000		2,725,000			
計				1,552,518,964	1,552,518,964	13,036	1,552,532,000		1,473,782,000			78,750,000



報告第4号

**予算繰越計算書の報告について**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月13日提出

新潟市長 中原 八一

令和5年度 新潟市予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(下水道事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	内部留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道建設事業	15,166,958,000	6,414,936,193	8,202,318,000	5,397,700,000	2,717,056,247	87,561,753	549,703,807		関係機関との調整等による。

(水道事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	他事業負担金	内部留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	基幹管路更新事業	4,377,060,272	1,922,557,696	2,366,166,000	1,297,000,000		1,069,166,000	88,336,576		関係機関との調整等による。
		基幹管路整備事業	708,875,000	544,007,000	164,868,000			164,868,000			施工方法変更に伴う工程調整による。
		配水支管更新事業	4,384,951,264	4,058,041,469	325,523,000	178,000,000		147,523,000	1,386,795		関係機関との調整等による。
		配水支管整備工事	288,366,619	58,235,619	230,131,000		73,447,000	156,684,000			他事業体工事との工程調整等による。
		浄水場施設整備工事	589,765,902	285,428,902	304,337,000			304,337,000			部品調達の遅れ等による。
計			10,349,019,057	6,868,270,686	3,391,025,000	1,475,000,000	73,447,000	1,842,578,000	89,723,371		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(下水道事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	内部留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	新潟市船見・中部公共下水道全体計画変更業務委託	42,100,000		42,100,000			42,100,000			能登半島地震に伴う労務者の不足による。
		鳥屋野・万代・下所島排水区雨水バイパス管下水道工事	800,000,000	599,000,000	201,000,000	100,500,000	100,500,000				シールド掘進時の不測の湧水対策に伴う施工計画の見直しによる。
		中部下水処理場B系水処理施設受変電設備工事	94,173,000		94,173,000	77,180,000	16,989,174	3,826			関係機関との調整による。
		幸西ポンプ場実施設計業務委託	118,734,000		118,734,000	63,620,000	55,067,803	46,197			能登半島地震に伴う労務者の不足による。
計			1,055,007,000	599,000,000	456,007,000	241,300,000	172,556,977	42,150,023			

(水道事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						内部留保資金					
1 事業費	1 営業費用	浄水場設備修理工事	6,193,000		6,193,000			6,193,000			部品調達の遅れによる。
		配水幹線水管橋塗装実設計業務	9,955,000		9,955,000			9,955,000			関係機関との調整による。
		水管橋撤去工事基本設計業務	8,745,000		8,745,000			8,745,000			関係機関との調整による。
計			24,893,000		24,893,000			24,893,000			